第九条の三第四項中「及び火山現象警報」を「、火山現象警報及び火山現象特別警報」に改める。

第十一条の見出し中「及び気象警報」を「、気象警報及び気象特別警報」に改め、同条に次の一項を加える。

3　気象特別警報は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の四種とする。

第十二条の見出し中「注意報及び警報」を「気象注意報等」に改め、同条第一項を次のように改める。

気象注意報等は、府県予報区を担当する気象官署（別表第四に掲げる分担気象官署を含む。）が、必要と認める場合に随時に行う。この場合において、地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。

第十二条第二項中「前項に掲げる注意報及び警報」を「気象注意報等」に改める。

第十三条の見出し中「及び津波警報の」を「、津波警報及び津波特別警報の名称及び」に改め、同条中「及び津波警報」を「、津波警報及び津波特別警報」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

津波特別警報は、大津波警報の名称を用いて行う。

第二十条の見出し中「水防活動用気象注意報等」を「水防活動の利用に適合する予報及び警報」に改め、同条中「第六条」を「第七条」に、「第二章に定める注意報及び警報」を「気象注意報等」に改め、同条の表下欄中「大雨警報」の下に「又は大雨特別警報」を、「津波警報」の下に「又は津波特別警報」を、「高潮警報」の下に「又は高潮特別警報」を加える。

別表第一注第一号中「すべて」を「全て」に改め、同表注第二号中「及び地震動警報」を「、地震動警報及び地震動特別警報」に、「すべて」を「全て」に改め、同表注第三号中「及び火山現象警報」を「、火山現象警報及び火山現象特別警報」に改め、同表注第四号中「及び地震動警報」を「、地震動警報及び地震動特別警報」に、「あたつては」を「当たつては」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年八月三十日から施行する。

○気象庁告示第六号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第十三条第二項の規定に基づき、予報警報標識規則（昭和五十一年気象庁告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月三十日から適用する。

平成二十五年八月二十六日

気象庁長官　羽鳥　光彦

「第一章　総則」を削る。

第一条第一項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　大津波警報標識（津波特別警報についての警報事項を発表し、又は伝達するための標識をいう。以下同じ。）

第一条第二項を削る。

第二条中「前条第一項」を「前条」に改め、「上げ下ろし、点燈、」及び「更新され、」を削る。

第二章から第四章までを削る。

「第五章　津波注意報標識及び津波警報標識」を削る。

第八条中「別表第五」を「別表第一」に改め、同条を第三条とする。

第九条の見出しを「（津波警報標識及び大津波警報標識）」に改め、同条中「津波警報標識」の下に「及び大津波警報標識」を加え、「別表第六」を「別表第二」に改め、同条を第四条とする。

第六章を削る。

別表第一から別表第四までを削る。

別表第五中「（第８条関係）」を「（第３条関係）」に、「津波注意報及び津波警報解除標識」を「津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識」に改め、同表注を次のように改める。

（注）　鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

別表第五を別表第一とする。

別表第六中「（第９条関係）　津波警報標識」を「（第４条関係）　津波警報標識及び大津波警報標識」に改め、同表を別表第二とする。

○気象庁告示第七号

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十三号）附則第二条の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二の規定の例により特別警報の基準を次のように定め、平成二十五年八月三十日より適用することとしたので公表する。

平成二十五年八月二十六日

気象庁長官　羽鳥　光彦

特別警報の基準

この基準は、気象業務法第十三条の二第一項の規定による特別警報を行う際の基準について、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条に規定する特別警報の種類（気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報）ごとに定めるものであり、次表のとおりとする。

なお、気象特別警報については、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第十一条第三項に規定する暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報及び大雨特別警報の四種に区分して基準を定める。

特別警報の種類				特別警報の基準
気象特別警報	暴風特別警報			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合（※）
	暴風雪特別警報			数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合（※）
	大雨特別警報			台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合（※）
	大雪特別警報			数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合（※）
地震動特別警報				震度六弱以上の大きさの地震動が予想される場合
火山現象特別警報				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
地面現象特別警報				台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合（※）
津波特別警報				高いところで三メートルを超える津波が予想される場合
高潮特別警報				数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合（※）
波浪特別警報				数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合（※）

（※）実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。